

4つの重要課題で討論に立つ

6～7月議会において阿部治正は、橋下慰安婦発言への抗議決議、子どもと妊婦の放射能検査を求める意見書、小中併設校関連の2つの陳情に対して賛成討論を行いました。紙面の都合上その中の2つのみ、要旨を掲載します。

■「放射能被ばくに対する子ども・妊婦の甲状腺検査等専門検査の実施などを求める意見書」への賛成討論

福島原発事故の後の小児甲状腺ガンの異常とも言える多発は、意見書の中で述べられた。ここではさらに、流山市とほぼ放射線量が等しい取手市の学校検診で、子どもの心臓疾患が急増した事実、チェルノブイリ事故の後に顕著に増大した疾患と同じQT延長症候群、右脚ブロックなどが急増した事実を指摘する。

そもそも、政府や自治体が依拠してきたICRP（国際放射線防護委員会）の考え方は、放射線の健康への影響はどんなに線量が低くてもその線量に比例した影響が予想されるというもの、直線しきい値無し（LNT）説と呼ばれる。年間1ミリシーベルトを100年間、つまり100ミリシーベルト浴びれば1000人に5.5人、50年間浴びれば1000人に2.75人のガン死亡者が追加されるとする。このLNT説とALARA原則（合理的に達成可能な限り線量を引き下げる必要がある）に立ち、ICRPは年間1ミリを一般公衆の被曝限度量とする。

もちろん、このICRPの考え方については、リスク評価が甘過ぎるとの批判が、最新の研究を踏まえた知見の側から、数多く寄せられている。ICRPのこの基準を作った人物自身が、リスク評価は少なくとも2倍に引き上げなければならないと語っている。

さらに言えば、この公衆の被曝限度量は年間1ミリシーベルトという考え方は全ての世代を平均したもので、子

もの場合にはその数倍のリスクを考えなければならない。

意見書が取り上げている茨城・千葉西北部・埼玉南東部の放射線量の実態はどうか。事故初年度に文部科学省が行った調査では、地上1㍍で年間1.8ミリから4.5ミリ。ICRPが言う年間1ミリの被曝限度量の2倍弱から5倍弱だ。土壌汚染については、6万から10万ベクレル/㎡で、放射線管理区域である4万ベクレル/㎡の1.5倍から2.5倍。この現実を前にして、流山市内の放射線量が市民の健康に影響を及ぼすことはないなど断言することは、正気の沙汰ではない。

なぜ、多くの自治体は、この現実を正面からしっかりと見据えないのか。厳しい現実から目を背けたい。耳に痛い忠告は聞きたくない。幸いに、国は自らが称揚してきたICRPの考え方からも大きく逸れて、50ミリでも100ミリでも安全だと言い始めている。国のこの宣伝に乗っかう。見ざる聞かざるを決め込もう。

こういう姿勢に流れようとしているのだとすれば、それは「原発安全神話」に流されてしまったときとまったく同じあやまちを繰り返すことに他ならない。子どもたちの健康や命よりも、目先の経済的な利害や政治的な利害を優先するという、あってはならないあやまちを繰り返そうとしていると言わなければならない。

そうした愚を犯さないために、そして子どもや孫たちの健康と命を「放射能安全神話」に売り渡してしまわないために、この意見書を全議員一致で採択することを呼びかけて、討論を終わる。



阿部はるまさの

市政報告
2013年8月号
流山市議会
社民党

〒270-0161 流山市鰯ヶ崎 1479-31
TEL/FAX 04-7140-7605
E-mail:abe@union.email.ne.jp

TEL/FAX 04-7140-7605
E-mail:abe@union.email.ne.jp

進まぬ保育所の待機児、特養の待機者対策

最重点施策化と大胆な予算付けが求められている



■市の本気度が試されている待機児解消策

流山市の保育所待機児の解消が進まない。数字が低く現れる国基準の計算では今年4月1日時点で57人。だが潜在的待機児童がその何倍にも達するのは周知の事実。国基準では全国の待機児は2万4825人だが、国の審議会に参加する専門家は、実際の待機児は85万人だと言っている。現状は、実に34倍だ。流山市は、この国基準の数値を目標に置いて待機児減少を目指すと言っているが、その時点ですでに本気度の低さが示されている。市は、厳しくとも潜在的待機者を含めた保育ニーズの把握に努め、困難であろうともその解消を目指すべきだ。

■待ったなしの特養ホームの待機者対策

流山市は、働き盛りの世代がおおたかの森駅周辺に流入する一方、古い市街地で高齢化が急速に進む。介護が必要なお年寄りが確実に増え、介護の担い手も高齢化している。老老介護からさらに進み、認知症のお年寄りが認知症の親を介護する認知介護と言われる現状までが生じている。介護が必要となっても、住み慣れた家と地域で老後を過ごすことは理想だが、いよいよと言ったときには施設が頼りだ。しかし有料老人ホームは高額で、誰でもが入所可能というわけではない。自ずと、特養ホームへの期待が高まる。

しかし流山市では、特養ホームもまた、狭き門だ。特養ホーム待機者は、2009年が545人、2010年が570人、2011年が581人と、年々増加している。

介護の大変さは、体験した人なら分かる。その厳しさとは無関係であり得る人は少ない。だからこそ、その負担を個々の家庭の肩にだけ背負わせるのではなく、社会全体で引き受けようとの建前で、介護保険制度が出来た。しかしこの制度は、財源をどう確保するかが最大のネックになって、制度の見直しの度にサービスが縮小、保険料が増額、使い勝手が悪くなっている。

2015年の介護保険制度の改定に向けて議論が始まっている。うまく機能していない定期巡回・随時対応サービス、後手に回る認知症のお年寄りへの対応策、劣悪な介護労働者の処遇の改善策などが焦点だ。目先の施策への対応だけでなく、こうしたテーマでも世論と国に対して積極的な問題提起をしていくことも、現場を知る自治体と議員の重要な役割だ。



■「小中併設校計画について、十分な説明会を求める陳情書」への賛成討論

小中併設校計画は、市民や議会の疑問に十分に答えないままに進められている。

第1に、事業費の想定額が137億円、流山市の年間予算総額の3分の1。この計画のために2013年度予算は前年度の13%増、市債も前年度の2倍超、2013年度末の市債残高は434億円となるなど、今後の財政運営にも大きな影響を及ぼす。しかも137億円というのは、現時点での試算であり、今後の経済状況によってはさらに上積みされていく可能性がある。

第2に、巨額の事業費によって建設される新設校と、既設校の教育環境に大きな格差が生じる。既設の小学校15校、中学校8校の中には、施設の補修や改修が必要となっている学校が多数あるにもかかわらず、その手当てを十分に行わないまま、超豪華な校舎が一点豪華主義的に建設されようとしていることに、大きな疑問の声が起きている。文部科学省が打ち出している「学校施設老朽化対策ビジョン」との整合性も問われる問題だ。

こうした問題点が浮かび上がっている以上、その事業計画は、さらに多くの市民に知らされ、説明され、納得を得なければならない。学校教育施策に関わり、市内の全中学校区の子どもと保護者の利害に関わる以上、全小中学校での説明会を求める声は当然だ。そうした丁寧な説明作業をくぐる中で、計画の修正が求められることもあるかも知れない。その可能性の検討も含めて、市民への丁寧な説明、市民の納得が不可欠だ。

そのような対応を通して、市長とUR都市機構のためと評されるような学校建設から、市民のための学校建設へと、方針転換が必要がある。



毎議会ごとに数億円ずつ事業費が増えていく超豪華校舎。既設校は？

’13年第2回定例会での阿部治正の一般質問

6月13日から7月3日まで開催された2013年第2回定例市議会において、阿部治正が行った一般質問とそれに対する市当局の答弁の要旨を掲載します。

■憲法改悪やアベノミクスは市民の権利と地域経済を脅かすのでは？

質問 自民党が打ち出している日本国憲法96条の改定（改憲要件の緩和）についてどう考えるか。96条改定は、9条を改定して国防軍の設置に道を



を開き、基本的人権を制限することを目的にしたもので、市民生活に大きなマイナスの影響を及ぼすと考えがどうか。

答弁 憲法改正に関する問題

は国で議論すべき問題。市長がコメントすべき問題ではない。

コメント 自治体の首長が憲法について発言することを控える理由は無い。現に積極的に発言している首長もいる。そうした首長と井崎市長の違いは、民主主義や地方自治に対する熱意の差ではないか。市民の権利と生活を守る立場から、勇気を持って憲法の改悪はダメだという発言を市民は期待している。

質問 アベノミクスについてどう評価しているか。「大胆な金融政策」がバブルに帰着すること、「機動的な財政政策」が放漫財政で財政危機を深めさせること、「民間投資を喚起する成長戦略」が勝ち組と負け組への社会の分裂招き、地域社会と地域経済に大きな打撃を与えることは必至と考えるがどうか。

答弁 アベノミクスの評価については両論あり、専門家からも課題が指摘されているが、脱デフレが実現され、景気回復が実現されることを願っている。

コメント 明確な評価を避けた答弁だが、アベノミクスの誤りは過去のバブル、放漫財政、小泉構造改革の失敗から確実に予見できる。市民の暮らしに

憲法改悪、格差生むアベノミクスに毅然とした態度を

大きな影響を及ぼす問題なのだから、独自の分析力を持って、市民生活を守るべく対応をして欲しい。

市民の批判が高まっている147億円の巨大公共事業＝小中併設校建設問題に絡んで、市長は一方でそのコスト上昇の原因をアベノミクスの影響と言ったり、他方で補助金や交付金が得られて安上がりになったと言ったり、ご都合主義の見解を述べている。市長たる者はしっかりとした洞察力を発揮し、一貫した評価を確立し、その上に立って市政運営を行うべき。

■文科大臣は放射能健康調査に協力すると答弁し、国連も日本政府に厳しい勧告を行ったが、市の対応は？

質問 流山をはじめとする東葛の市民・母親の粘り強い活動により、下村文部科学大臣が、福島県以外でも自治体の意向があれば学校検診で放射線検査の実施に協力すると国会で答弁した。子どもの健康を守る上で極めて積極的な答弁だが、市はどのように受け止めたか。国に対して、幼稚園や学校等の健康診断でスクリーニング検査・甲状腺検査等を受診できるよう要請すべきと考えるがどうか。

答弁 健康診断の方針を決定する環境省が必要はないと言っている。従って、文科省に対して学校検診でのスクリーニング検査・甲状腺検査の実施を要請することは考えていない。

コメント 文科大臣答弁は、東葛の母親たちが国との交渉を6回にわたり重ねる中で引き出した成果。それを無視することは市民に背を向けること。市は、子どもの健康をおろそかにする環境省の味方か、市民の味方か。環境省の横やりを「渡りに舟」と消極姿勢を決め込むのではなく、市は健康診断の実施を要求すべき。



質問 国連人権理事会が、日本政府に対して勧告を行った。内容は、放射線量が年間1ミリシーベルトを超える福島県以外の地域にまで健康調査を広げる

こと。原発事故子ども・被災者支援法で対象となる地域は年間積算線量1ミリシーベルトを超える地域を含むべきこと。子どもなど放射線に脆弱なグループに特別の注意を払うこと。国家と地域における意思決定のすべての段階で市民と地域社会の参加を保証すべきこと等々を主張している。非常に有意義なものと考えてるが、流山市はこの報告をどう受け止めたか。自治体として、勧告に従いどのようなことを行うべきと考えるか。

答弁 国は、国連勧告を参考にして、将来にわたって住民の健康を見守るべく、科学的医学的知見に基づき、住民の健康管理に真摯に取り組んで欲しい。国の動向を注視して情報の収集に努めていく。

コメント 国連の勧告は科学の立場からも当然のもので、流山市民にとって追い風だ。国が消極的ならばそれをただすべき。流山市はこれまで、事実上の国の機関であり、原子カムラの一部である放射線医学総合研究所（放医研）が「健康調査は必要なし」と言っていると繰り返してきた。放医研は「必要無し」と結論づけた理由、データ、根拠を市に示しているか。人は、合理的な理由やデータを示されて始めて、物事を納得する。それを抜きにした受け入れは、思考放棄という以外にない。

答弁 放医研からは、具体的な数値等を持った説明はない。流山市の線量では、長期にわたる詳細な調査は必要ないとの答えがあるのみ。

質問 市長による5ミリシーベルトでも安全という間違った非科学的な主張が、市の部局の消極姿勢に影響を与えている。市長はどう考えるか。

答弁 明確な答弁は無し。

■市の施設での労災事故はなぜ後を絶たないのか？小手先でない抜本的な対策が必要ではないか？

質問 市職員や委託事業関連の労働者がアンモニア水を浴びて負傷する労災事故が発生した。法律で劇



母親たちの努力を無視せず放射能健康調査への取り組みを

薬に指定され、皮膚や粘膜をおかし、目に入った場合には失明に至る可能性さえあるアンモニア水を飛散させる事故がなぜ起きたのか。

答弁 発生原因は、業者の報告書や顛末書によれば、タンクローリーから施設の貯留槽に注入する際に、残留圧が抜けているか確認しないままホースを抜いたために、残っていたアンモニア水が噴出したことによる。作業員による作業ミスが原因。

質問 市の責任をどう受け止めているか。

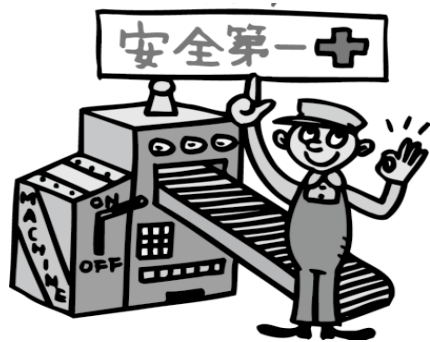
答弁 明確な答弁無し。

質問 市職員だけでなく委託関連労働者の労災の申請と認定はなされているか

答弁 委託関連業者の作業員は検査入院。労災を申請し、認定の手続き中。市職員はアンモニア水の揮発により喉と目に刺激、右目に結膜炎。

質問 市と業者の契約の際の仕様書の改善や現場の作業方法など、今後の対策をどのように考えるか。

答弁 業者が提出した再発防止策に基づき作業員を1名から2名に増員。指差呼称、チェックリストにもとづく確認作業の実施を徹底する。業者と市の契約はこれまで物品購入の仕様書にとどまっていたが、安全対策と作業手順の提出を行わせるなどの改善を行った。



コメント 事故が起きたときにその原因をひとつひとつつぶしていくことは大事だが、何度も労災を繰り返している流山市にはさらに根本的な問題がある。それは5年前にクリーンセンターで起きた、委託職場の労働者がフォークリフトごとホッパーに転落して死亡した労災に対する責任逃れの態度に表れている。流山市は、労基署から指摘をされていったんは車止めが設置されたいなかったことが原因だと認めながら、被災者の家族に訴訟を提起されるとそれを否定するなどの不誠実な態度をとっている。こうした姿勢が改められない限り、労災は何度でも繰り返される。